

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日には、その翌日)

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

目 次

◇告 示

健康保険法による保険医療機関の指定
健康保険法による保険医の登録

解除予定の保安林にする旨の通知

河川区域の廃止
廃川敷地の生成

◇教委告示

定例教育委員会の招集

◇地労委告示

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

告 示

鳥取県告示第三百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
村江医院	鳥取市津ノ井二七三の二	昭和四十七年四月二十二日
山樹内科医院	米子市西福原西原堂	二十三日
森脇外科医院	境港市馬場崎町二三九	"
中河原診療所	岩美郡国府町中河原七七	二十三日
野津医院	鳥取市卯垣一四〇の二	"
岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	一日

鳥取県告示第三百四十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
村尾文規 竹内絢子	鳥医第一、六七五号 一、六七六号	昭和四十七年四月十日 "

鳥取県告示第三百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭西平八〇七の一（国有林）、字勝田川頭東平八〇八の一、八〇八の二（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山国有林（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字坂ノ谷国有林（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

八頭郡佐治村大字河本字ワサビ谷国有林、字堂ノ平八一二、字松谷
分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

林道敷地とするため

(四) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字春米字氷ノ仙国有林 (次の図に示す部分に限る。)

(五) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(六) 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関係町村に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十六号

千代川水系に係る一級河川旧袋川
年法律第六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百
六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤
色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。
図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県告示第三百四十七号
(図面省略)

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十
年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川旧袋川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十七年五月二日

三 廃川敷地の位置

鳥取市丸山町三七二の一一番地先から同市丸山町三六三番地先まで

鳥取市丸山町三九〇番地先

鳥取市丸山町大字東大星二五二番地先から同市丸山町大字東大星二六
二番地先まで

一一番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地一二、四二六平方メートル

教育委員会告示

地方労働委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の會議を次のとおり招集した。

昭和四十七年五月二日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一日時 昭和四十七年五月九日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県立博物館協議会委員の任命について
(2) その他

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び閲歴	委嘱年月日
下田三子夫	明四〇、四、三	鳥取市西町四丁目一二五	弁護士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取)三一三六七	広島地方裁判所三次支部検事	昭三、二、七
椋 貞男	明四〇、五、三	鳥取市寿町二五五	鳥取県地方労働委員会委員	(自宅) (鳥取)三一三六八	鳥取県人事委員会委員 日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭三、二、七
四宮 守正	明三九、一〇、一	鳥取市金沢一一三	日本海新聞社論説委員長	(会社) (自宅) (吉岡)三七	鳥取県立農業高等学校校長	昭三、一、五
田中 篠篤	大二、一、三七	鳥取市菖蒲四五五	鳥取大学教授	(鳥取)三一三七三 (自宅)三一三七七	鳥取県立鳥取農業高等学校校長	昭三、一、三
北尾 才智	大三、三、三三	西伯郡西伯町字原四九〇	鳥取大学助教授	昭四、四、三	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員 (西伯)三一三九一 (自宅)三一三九一	昭三、三、三

鳥取県地方労働委員会告示第二号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条规定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和四十七年五月二日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三 子 夫

鳥 取 県 公 報

橋本 正	大四、一〇、一三	倉吉市福山九六	
井上 武	大一、六、三	倉吉市駄経寺二四五	全国金属労働組合神鋼機器工業 支部執行委員長
由谷 武之	大六、七、三	倉吉市余戸谷町二九九一の一	全日本労働組合総同盟鳥取地方 長 興和紡績労働組合倉吉支部支 部長
米田 光好	明四、一一、一〇	倉吉市鴨河内一〇二一	ヒシクラ商事株式会社取締役社 長
尾平 正義	明五、三、一〇	日野郡日野町福長九〇〇四	ヒシクラ醤油株式会社取締役 副社長
勝部 可盛	昭八、二、四	米子市岩倉町七三	鳥取県経営者協会副会長
大坪 藏六	大二、一、一六	米子市富益町六九六	鳥取県地方労働委員会委員 会長
宇田 輝正	明四、二、三六	米子市博労町四丁目一六四	神鋼機器工業株式会社総務部長
小倉 勇	昭三、七、五	米子市陰田町六〇五	ヒシクラ醤油株式会社労務課長
中森 義人	大三、八、二	米子市浦津二五三	拓殖大学教授
石田 登	大四、四、一	米子市皆生一六八四の三	鳥取県立米子南高等学校校長
国鉄労働組合米子地方本部書記	鳥取県労働組合総評議会西部地 區評議会事務局長	昭四、三、二七	昭三、三、二六
病院自宅	鳥取県地方労働委員会委員 会員候補者(昭三一、一一一三六、 一)	昭四、四、三	昭三、三、二七
米子二一三三 自宅	(米子)二一三三 自宅	米子市立成美小学校校長	昭四、四、三
地本 (米子)二一五五 自宅	地評 (米子)二一五五 自宅	鳥取県労働組合総評議会西部地区 評議会事務局次長	昭四、三、二七
米子二一三三 自宅	鳥取県労働組合米子地方本部委員 長	昭四、一〇、三	昭四、三、二七
山陰医療労働組合協議会議長	國鉄労働組合米子地方本部書記		
区評議会副議長 博愛病院従業員組合執行委員長	鳥取県労働組合総評議会副会長		

伯耆振興工業労働組合執行委員長
鳥取県地方労働委員会委員長
ん員候補者(昭二九、一〇一三六、
昭四、三、二七)

